

浦 監 第 344 号  
平成 31 年 1 月 30 日

浦安市監査委員 黒 田 レイ子

同 醍 醐 唯 史

同 深 作 勇

浦安市職員措置請求について

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 12 月 18 日に提出された浦安市職員措置請求について、別紙のとおり公表します。

## 浦安市職員措置請求について

平成 30 年 12 月 18 日付けで提出された標記の件について、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定した。

### 記

#### 1 請求内容

法第 242 条第 1 項の規定により、浦安市長に対し、以下 2 点につき必要な措置を請求します。

##### 1. 公金の支出

- (1) 添付平成 30 年 10 月 5 日浦安市長通知にある通り、弁天 2 丁目地区液状化対策事業は中止となりました。
- (2) 液状化対策事業については、平成 30 年 2 回市議会での A 議員の質問に対し、都市整備部長が、舞浜 3 丁目・弁天 2 丁目・東野 3 丁目合計で平成 29 年度までに 11 億 8,000 万円の支出を行ったと答弁されています。
- (3) 添付平成 30 年 10 月 5 日浦安市長通知には、2 名の住民の同意書の取り下げしたい旨の意向があるにもかかわらず、「工事への違法な妨害行為はなされないとの見込が得られたことから、平成 29 年 10 月からの弁天南街区公園のプラントヤードの整備に着手し、工事を進めてきました」とあります。
- (4) この工事契約と工事費支出は合理性を欠く不当な公金の支出であり、責任者に対する適正な措置を求めます。

##### 2. 財産の管理を怠る事実（損害賠償を怠る場合など）

- (1) 弁天 2 丁目地区については、地区内の 45 宅地、全ての地権者の同意書の提出を受け、所用の手続きを経て事業計画を決定し、平成 27 年 12 月に工事に着手しました。
- (2) その後平成 30 年 10 月 5 日浦安市長通知にある通り、2 名の住民から、同意書の取り下げの意向が示され、この 2 名の活動の結果、追随者が 10 名となり、事業の中止に至ったものと理解しています。
- (3) この 2 名は、一旦同意書を提出しながら、翻意をし、工事中止についての主たる責任があると理解します。公金を無駄にしたことについて、この責任を問わないのは損害賠償を怠ったと考えるので、責任者に対する適正な措置を求めます。

## 2 理 由

法第 242 条第 1 項には、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨が規定されている。

また、平成 2 年 6 月 5 日最高裁判所第三小法廷判決（平成 1（行ツ）68）では、住民監査請求においては、「財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要する。」としている。

本件請求内容からすると、請求人は、公金の支出について、平成 29 年 10 月からの弁天南街区公園のプラントヤード整備の工事契約と工事費支出は合理性を欠く不当な公金の支出であり、責任者である浦安市長に対し、適正な措置を求めている。また、財産の管理を怠る事実（損害賠償を怠る場合など）について、2 名の住民は、一旦、同意書を提出しながら翻意をし、工事中止の主たる責任があり、責任者である浦安市長は、損害賠償請求をすべきであると主張していると理解できる。

しかしながら、添付書類「平成 30 年 10 月 5 日付け浦都復第 266 号、弁天二丁目地区市街地液状化対策事業の中止について（通知）」からも、請求人は、弁天二丁目地区市街地液状化対策事業の中止について監査請求の対象としているのは明らかであるが、不当な公金の支出とする費用は、舞浜三丁目・弁天二丁目・東野三丁目合計で平成 29 年度までに 11 億 8,000 万円としており、弁天二丁目地区分の費用が示されていないこと。また、公金の支出について、不当な公金の支出に対して求める措置の内容が具体的に示されていないことから、請求人に対して、再三にわたり住民監査請求の要件や弁天二丁目地区分の費用の確認方法を伝え、書面による補正を求めたが、補正はなされなかった。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。